

教育支援システムの組織レベルでの導入の試み -法科大学院を中心に-

The attempt to introduce the educational supporting system to the organization level.

-focus on law school-

富崎 おり江*

TOMIZAKI Orië*

名古屋大学大学院法学研究科* Graduate School of LAW Nagoya University*

〈あらまし〉 法科大学院は、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである。多様なバックグラウンドを持つ学生に、2年ないし3年の限られた期間内に、新司法試験を受験できるレベルにまで引き上げることが求められる。効率的で質を維持した教育を行うため、名古屋大学法科大学院ではICTを活用することにより、時間と場所を選ばずに法学教育を行うという新しい教育手法を導入することにした。

法学教育支援システム群の導入を決定した際に、大多数の教員や学生が行う標準的な使い方やそのためのガイドラインなしに組織単位での利用は望めないと予想した。本稿では、名古屋大学法科大学院で教育支援システムを教育環境の中心的存在とするために行ってきたこと、ICT活用が不得意とされている教員や学生がいても法科大学院という組織単位で教育支援システムを利活用してもらうために行っていること、教育支援システムを導入したことにより実現できた教育環境について示す。

〈キーワード〉 法科大学院、法学教育、教育支援、教育環境、組織

1. はじめに

法科大学院教育でICTを利用した双方向的・多方向的な授業の開発を進めるため、

①開講科目について授業の概要・授業計画を大学の外からでもインターネットを利用できる環境さえあれば事前に確認することのできる「NLSシラバスシステム」

②授業と同時平行してデジタルビデオ録画を行い授業終了後、授業の様子をビデオ・オン・デマンド方式で再生し、よくわからなかった箇所、もう一度復習したいと考えた箇所の映像をいつでも見ることができる「講義収録システム」

③択一試験方式による法的知識や理解度の確認を行う「法的理解度確認システム」

を名古屋大学法科大学院全体として導入することを目指した結果、時間と場所にとらわれずに講義のフォローを行える教育環境を実現できた。

本稿の目的は、このようなシステム群を組織的に導入するために何が必要かを分析し、これにより、どのような教育環境が実現できたのかについての成果を報告する。

2. 導入するために行ってきたこと

2.1 利用者へのアナウンスを徹底する

法科大学院の入学生にパソコン利用について調査すると、得意0%、できる方35%、できない方40%、不得意25%、であった。入学生の平均年齢25.6歳で電子機器を利用する世代ではあるが、入学者の半数以上の学生ができない・不得意

だと感じていることがわかる。

このため、学生向けには入学手続きの際(2月)と入学時(4月)にガイダンスを実施している。入学手続きの際のガイダンスは、ICTを利用した教育が行われるため少なくともWebページの閲覧、E-mail、MS-word やー太郎などの文書作成ソフトが使えるぐらいのスキルは入学前に身につけるようアナウンスすると共に入学手続き日から入学までの期間、シラバスシステムを利用した事前学習方法も説明する。入学時のガイダンスでは、学生がパソコンを実際に使い実習を含めた説明を行う。説明の内容はインターネットへの接続、法律データベースへのアクセス、シラバスシステム、講義収録システム、法的理解度確認システムの利用方法、プリンタの使い方やセキュリティの説明に至るまでを行う。実際にパソコンを操作しながらの説明のため、このガイダンスは1日かけて行う。

教員についてはというと、今まで積み上げてきた教育手法にICTツールをどのように取り入れたらいいのかわからないという印象だった。教員向けにはFDを行い、システムの操作方法だけでなく、予習・授業中・復習での利活用の仕方についても具体的に説明する(千葉ほか2007)。12月にはシラバス改訂のための研修会を実施し、必要的記載事項を特定し、記載の方式を統一するためにシラバス改訂マニュアルを示している。

2.2 システムの運用ポリシーを決める

ICT活用に消極的なユーザに、「ICTを利用した法学教育を行う」という抽象的な目標設定では法

科大学院という組織単位での利用を実現するのは難しい。そこで法学教育支援システムを組織単位で活用することによって実現する目標や理想を具体化し、さらにその目標と理想を具体的な実施計画に高めるために次のことを行った。名古屋大学法科大学院で決めた運用ポリシーの基本例を挙げておきたい。

- ①シラバス情報はシラバスシステムにて公開し、印刷物では配布しない。
- ②講義収録システムで収録するシステムは法律基本科目とする。
- ③法律基本科目で、法的理解度確認システムを使いどの程度理解しているか確認する。

このような具体的な運用ポリシーやルールを学務委員会や教授会レベルで共通の認識としておき、必ず実施する。

2.3 利用環境を整える

教育支援システムを十分に活用してもらうためには、学生が自習室と教室にパソコンを持ち込み、インターネットを常に利用できる環境が必要となる。

パソコンは学生全員に自費で持参させる制度とし、ネットワークはワイヤレス LAN を提供した。電源は講義室、自習室の各机に一つずつコンセントを付け電気を供給できるようにしている。

3. 法学教育支援システムを導入して実現した教育環境

具体的な実施目標と計画に基づいて法学教育支援システムを法科大学院という組織単位で導入することができた。導入結果をまとめる(表1)。

これらの法学教育支援システムを導入したことにより次のような教育環境を提供できた。

3.1 時間と場所を制限しない

NLS シラバスシステムを導入することにより、対面講義以外の学習時間(予習・復習)について24時間体制で、名大法科大学院の教育に関わるすべての人(学生・教員・非常勤教員・事務職員・

表1 法学教育支援システム導入状況

NLS シラバスシステム
すべての開講科目(2010年度は開講科目数128科目)においてシラバス情報と15回分の講義計画を掲載
講義収録システム
講義を収録しているのは「法律基本科目」と呼ばれる法曹に必要な基礎・応用能力を身につけるために必要な基本科目。1年生対象の24の講義を収録。利用対象者は年平均約60名
法的理解度確認システム
法律基本科目の23科目のうち7科目で教育内容と連動して利用

弁護士などの学外の教育支援者)に平等に、どこからでも、法科大学院で開講されている全授業科目に関するあらゆる情報の提供が実現した。このような徹底した情報公開により、他の教員の担当する関連科目でどのような講義計画で講義がおこなわれているか確認しながら自分の講義を進めることができる。法科大学院では多くの講義で、研究者と実務家が連携してチームティーチングを行っており、学外の多忙な弁護士などの実務家と本格的な連携による講義を実施することが実現した。

3.2 講義後も充実した学修環境を提供

講義収録システム導入により、授業の聞き落としやもう一度聞きたいと思った内容を学生の好きな時間に再生して何度も視聴できる。聞き直しが減るので、教員と学生はその分の時間を有効活用できる。(富崎,千葉 2009)。

3.3 理解度を一定の水準に引き上げられる

例を挙げると、講義形式の授業で、学生に教科書を読んでくるように予習の指示をしても教科書を読むだけでは知識を定着させることは困難である。講義で基本的事項の理解度をすべて確認する時間的な余裕はない。教科書を読ませるだけでなく、法的理解度確認システムで択一問題を8割以上正解するように指示することにより、講義開始前にクラス全体をある一定のレベルまで引き上げた状態で授業ができる。

4. まとめ

入学時のITガイダンスを受講した感想について「時間を取りパソコン持参で実際に操作してみる方法は良い」88%、「マニュアルだけ配布し、授業開始前に各自で操作の確認をしておく方が良い」7%、「回答なし」5%だった。この結果から学生は丁寧な説明を求めており、学生の要求に応えられていることが伺える。

これまで述べたような方法はそれなりのエネルギーと時間を要するが、手間をかけた分、良い教育環境を提供できる。

法学教育支援システムを法科大学院という組織単位で導入することに成功したので、今あるシステムを取り入れた教育方法をさらに提案していくことが今後の課題であると考えられる。

参考文献

- 千葉,富崎,鈴木,伊藤,松浦(2007) 法科大学院教育とICTを活用したFaculty Development(FD)活動.名古屋高等教育研究(7):19-37
- 富崎,千葉(2009) 法科大学院教育におけるインデックス付講義収録システムの利用と評価.日本教育工学会 第25回全国大会講演論文集:599-600